



市章

## 彦根市公報

令和6年(2024年)5月15日  
第1916号  
水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 告示
- 114 彦根市下水道工事店の指定の取消し ..... 1
- 115 彦根市下水道工事店の指定の取消し ..... 1
- 116 彦根市下水道工事店の指定(新規) ..... 1
- 117 自転車等の移動および保管 ..... 2
- 公告
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 2
- 農業委員会告示
- 4 彦根市農業委員会定期総会の招集 ..... 2
- 病院事業管理規程
- 12 彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程 ..... 3

## 告示

## 彦根市告示第114号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和6年4月25日

彦根市長 和田裕行

## 記

登録番号	届出区分	業者名	営業を廃止した日
第59号	営業の廃止	寺田 繁彦(テラダ電設)	令和6年4月9日

## 彦根市告示第115号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和6年4月25日

彦根市長 和田裕行

## 記

登録番号	届出区分	業者名	営業を廃止した日
第453号	営業の廃止	石井 克己(能登川設備工業所)	令和6年4月3日

## 彦根市告示第116号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和6年4月10日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和6年4月25日

彦根市長 和田裕行

## 記

登録番号	名称	所在地
第664号	島田 和朗(能登川設備工業所)	東近江市佐野町589番地1

## 彦根市告示第 117 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 30 日

彦根市長 和田裕行

## 記

- 移動理由  
条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 移動区域  
福満公園
- 移動日時  
令和 6 年 4 月 23 日 午後 2 時から午後 2 時 30 分まで
- 保管場所  
彦根市山之脇町 33 番地 1 地先
- 保管期間  
告示の日から 3 箇月間
- 返還日時  
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。  
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続  
次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。  
(1) 自転車等の鍵  
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)  
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置  
保管期間経過後は、市において処分する。
- 問合せ先  
彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

## 公告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 4 月 19 日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市薩摩町字村ノ内 535 番 1	288.32 m <sup>2</sup>	令和 6.4.19	994

## 農業委員会告示

## 彦根市農業委員会告示第 4 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 1 日

彦根市農業委員会  
会長 田中金 二

## 記

- 1 日時 令和6年5月10日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 3 議題
  - (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (3) 非農地判断の可否の決定について
  - (4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

---

#### 病院事業管理規程

---

彦根市病院事業管理規程第12号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 10 条関係)

入院申込書(兼誓約書)  
(兼寝具借用書)

彦根市立病院長 様

入院日 年 月 日

彦根市立病院に入院を申し込みます。つきましては、次の事項を必ず守ることを入院患者および連帯保証人とともに誓約します。

- 入院に際しては、貴院の諸規則を守り、医師、看護師その他の職員の指示に従います。
- 入院料その他の治療に要する諸費用は、貴院が指定する期日内に必ず納入します。
- 貴院の備品等を損傷し、汚損し、または紛失した場合は、貴院の指示に従い、弁償金を支払います。
- 医師から退院の指示が出た場合は、これに従います。
- 他の患者および貴院職員への迷惑行為もしくは暴言・暴行または院内および敷地内での喫煙を原因として退院等の指示が出た場合は、これに従います。
- 入院中、貴院の指示無く他の医療機関を受診した際に係る保険適用外(自費)の診療費用等は、その医療機関が指示する期日内に必ず納入します。
- 寝具は貴院のもの一式を借用します。なお、破損等で使用できなくなった場合は、実費弁償します。
- 連帯保証人は、申込者または入院患者と連帯して、極度額100万円の範囲で支払うことを了承します。
- この債務において、連帯保証人の債務承認により、主債務に対する効力があることを合意します。

申込者	ふりがな		現住所	TEL ( ) -
	氏名	Ⓢ (署名または記名・押印)		
	生年月日	年 月 日	勤務先等	TEL ( ) -
	入院患者との続柄			
入院患者	ふりがな		現住所	TEL ( ) -
	氏名	Ⓢ (署名または記名・押印)		
	生年月日	年 月 日	勤務先等	
連帯保証人	ふりがな		現住所	TEL ( ) -
	氏名	Ⓢ (署名または記名・押印)		
	生年月日	年 月 日	勤務先等	TEL ( ) -
	入院患者との続柄			
極度額	100万円			

- 注1 連帯保証人は、申込者および入院患者と別に生計を営む資力を有する成年の方を選定してください。  
(上記に該当するものがないときは、生計を一にする者の中で資力を有する成年の方を選定してください。)
- 2 記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

付 則

- この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規程の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。